

自 平成10年12月 8日

至 平成10年12月11日

平成10年第11回

階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成10年第11回階上町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日	平成10年12月8日									
招集の場所	階上町議会議場									
開閉会日時 及び宣告	開 会	平成10年12月8日 午前10時02分					議 長	前 田 常 男		
	散 会	平成10年12月8日 午後 3時00分					議 長	前 田 常 男		
応(不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席別	議席番号	氏 名	出席別	議席番号	氏 名	出席別	
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○	
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○	
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○	
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○	
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○	
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○	
会議録署名議員	7 番 木 村 勝 彦			8 番 嵐 守 瑞 穂						
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	中 村 豊 志				
	庶務係長	田 中 昇								
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	町 長	正 部 家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎				
	収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	大 釜 安 也				
	総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	三 上 孝 八				
	税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男				
	農 林 課 長	浜 谷 義 勝			建 設 課 長	高 階 繁 雄				
	町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水 産 商 工 課 長	中 城 功				
	中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	齊 藤 博 俊				
	教 育 次 長	渡 部 光 雄			学 務 課 長	渡 部 光 雄				
	社会教育課長	小 澤 勝			体 育 課 長	池 田 隆				
	給食センター所長	林 貢			農 委 事 務 局 長	工 藤 靖 夫				
	診療所事務長	鳩 文 男			企 画 課 長 補 佐	上 博 文				
	代表監査委員	下 野 岩 男								

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開会・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は、18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成10年第11回階上町議会
定例会を開会いたします。

開議・議長
(前田常男
君)

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名
議員の指名
議長(前田
常男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において
7番 木村 勝彦君、8番 嶋守 瑞穂君、両君を指名いたします。

会期の決定
議長(前田
常男君)

日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間といたしたいと
思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、会期は4日間と決しました。

議長(前田
常男君)

日程第3、報告第1号 専決処分事項の報告についての件から、議案第
14号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める
件までの15を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
階上町長 正部家 佑介君。

町長(正部
家佑介君)

本日ここに、平成10年第11回階上町議会定例会を開会するにあたり
議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます
です。

それでは、本定例会に提案しました議案の概要につきまして、ご説明申
し上げ、審議の参考に供し、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ
ます。

報告第1号、専決処分事項の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、大蛇漁港改修工事の変更契約であります。

当初契約金額、119,490千円を、変更契約後の金額、123,230千円とし、3,740千円の増額を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

議案第1号 職員の休職の事由を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第27条第2項の規定に基づき、職員の休職の事由を定めることについて、所要の整備を行うため、提案するものであります。

議案第2号 階上町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、電子計算組織による業務の処理を行うことに伴い、個人情報の保護について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議案第3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び扶養手当、住居手当等の額の改定、並びに条文整理のため提案するものであります。

議案第4号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成11年度における用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の適用に当たって、従来方式を採用するため提案するものであります。

議案第5号 平成10年度階上町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に972,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,622,314千円とするものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。町税は、町民税及び町たばこ税並びに特別土地保有税等増減合わせて、12,681千円を追加計上いたしました。

ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金、地方譲与税、利子割交付金は合わせて、23,994千円を減額補正したものであります。

地方交付税は、123,000千円を追加計上するものであります。

分担金及び負担金は、老人短期入所負担金2,521千円等、増減合わせて4,231千円を追加計上するものであります。

国庫支出金は、児童福祉費負担金4,408千円、公共土木施設災害復旧費負担金4,661千円、公立学校施設整備費補助金258,784千円、廃棄物処理施設災害復旧費補助金6,142千円等を追加計上いたしましたが、老人福祉費負担金2,109千円、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金1,829千円等の減額がありましたので、増減合わせて271,547千円を追加補正するものであります。

県支出金は、児童福祉費負担金3,458千円、並びに農地災害復旧事業費補助金1,199千円、農業用施設災害復旧事業費補助金9,653千円等を追加計上いたしましたが、老人福祉費負担金1,054千円、及び若年者雇用奨励費補助金2,000千円、並びに大蛇地区漁業集落環境整備事業費補助金52,263千円等の減額がありました、従って、増減合わせて、38,262千円を減額補正するものであります。

繰入金は、光のふるさと創造事業基金繰入金から公立学校施設整備にむけて、179,000千円と公有財産購入のため土地開発基金繰入金から14,969千円を繰り入れするものであります。

諸収入は、災害援護資金貸付金元利収入1,434千円、重度心身障害者高額医療費立替分1,073千円、及び田代小中学校組合交付税再配分1,149千円等合わせて、4,238千円を追加計上いたしました。

町債については、事業の変動等により増減するものと、道仏小学校新增改築整備事業債457,400千円、河川等災害復旧事業債及び廃棄物処理施設災害復旧事業債等、増減合わせて424,200千円を起すものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず、各款にわたる給与費等の人件費は、先に人事院が、平成10年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、所要の額を計上したものであります。

総務費には、町税過誤納金還付金500千円等を追加計上いたしました。

が、町有地測量委託料 1, 947 千円、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、10, 181 千円等を減額しましたので、増減合わせて 20, 044 千円を減額補正するものであります。

民生費は、重度心身障害者医療費 5, 864 千円、児童福祉費扶助費 15, 694 千円並びに老人福祉費委託料 7, 933 千円等を追加計上いたしました。老人保護措置費 4, 218 千円等を減額いたしましたので、増減合わせて 24, 224 千円を追加補正するものであります。

衛生費は、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金 9, 745 千円、乳幼児医療給付費 1, 768 千円等を追加計上いたしました。簡易水道事業特別会計繰出金 2, 099 千円、合併処理浄化槽設置費補助金 5, 487 千円等を減額しましたので、増減合わせて 4, 625 千円を追加補正するものであります。

労働費は、若年者雇用奨励費補助金 2, 000 千円の減額等、増減合わせて 2, 101 千円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、中山間地域総合整備事業費 18, 678 千円、広域基幹林道開設事業費 6, 650 千円等を追加補正いたしました。漁業集落環境整備事業費 78, 912 千円等の減額がありましたので、増減合わせて、53, 201 千円を減額補正するものであります。

教育費は、道仏小学校新增改築工事費 962, 579 千円の追加等、増減合わせて 978, 842 千円を追加補正するものであります。

災害復旧費は、農林水産業施設災害復旧費 11, 234 千円、公共土木施設災害復旧費 8, 430 千円、厚生労働施設災害復旧費 13, 755 千円、合わせて 33, 419 千円を追加補正するものであります。

公債費は、災害援護資金貸付金償還元金 1, 700 千円を追加し、長期債償還元金、長期債償還利子合わせて 1, 840 千円を減額補正するものであります。

予備費は、7, 119 千円を追加し、10, 706 千円とするものであります。

議案第 6 号 平成 10 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 51, 138 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1, 041, 255 千円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、療養給付費交付金に、平成 9 年度分

の精算による、2,044千円を追加するものであります。

また、国民健康保険税の軽減を受けた世帯が増えたため、保険基盤の安定及び財政安定化支援事業の繰入金として、一般会計より9,745千円、さらに、被保険者療養給付費等が、前年度に比較し、大幅に増加しているため財政調整基金より40,000千円を繰入れするものであります。

歳出の主なものとしましては、一般被保険者療養給付費に13,566千円、退職被保険者等療養給付費に28,385千円、一般被保険者高額療養費15,350千円、退職被保険者等高額療養費1,658千円を追加し、予備費は11,378千円を減額するものであります。

議案第7号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳出予算の補正であります。

総務費は、人事異動により人件費3,371千円を減額いたしました。医業費につきましては、医薬材料費の増により1,100千円を追加補正いたしました。

予備費は、2,271千円を追加し、5,012千円とするものであります。

議案第8号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,192千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,087,055千円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

支払基金交付金は、社会保険支払基金からの医療費交付金1,212千円等、合わせて1,311千円を追加補正いたしました。

国庫支出金は、医療費負担金346千円を追加いたしました。

県支出金は、医療費通知補助金819千円の減額など、増減合わせて733千円を減額するものであります。

繰入金は、一般会計からの繰入金268千円を追加補正いたしました。

歳出の主なものとしましては、医療諸費に、柔道整復師に係る医療費の増加により、医療費支給費等、1,832千円を追加補正するもので

あります。

議案第9号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ54,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を430,830千円とするものであります。

歳入の主なものは、県支出金36,013千円、一般会計からの繰入金1,698千円、前年度からの繰越金1,382千円、町債15,600千円をそれぞれ追加補正するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

大蛇地区漁業集落環境整備事業費は、排水施設の工事請負費として、56,560千円を追加いたしました。職員給料784千円等を減額しましたので、増減合わせて55,000千円を追加補正するものであります。公債費は、長期債償還利子307千円を減額するものであります。

議案第10号 平成10年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額にそれぞれ20千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10,477千円とするものであります。

歳入につきましては、検査手数料20千円、前年度繰越金2,446千円をそれぞれ追加し、水道使用料347千円、一般会計からの繰入金2,099千円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、水道管理費の給水装置検査委託料20千円を追加するものであります。

議案第11号 農用地及び農業用施設災害復旧事業について、ご説明申し上げます。

本案は、土地改良法第96条の2第1項の規定により、同法第96条の4において、準用する同法49条第1項の規定に基づき、平成10年8月28日から29日にかけての豪雨災害による、農用地及び農業用施設災害復旧事業を施行するため、提案するものであります。

議案第12号 財産の処分について議会の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、町有土地の住宅用地売払いにより、面積及び売り払い金額に変更が生じたため、提案するものである。

議案第13号 八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、介護保険法の規定に基づく介護認定審査会に関する事務を加え、規約の変更を要するため、提案するものであります。

議案第14号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町固定資産評価審査委員会委員村上悦子氏の任期が、平成10年12月19日をもって満了しますので、後任の委員として引き続き同氏を選任したいので、同意を得るため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、何卒、慎重ご審議の上、原案のとおり御議決並びにご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田
常男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第4、陳情第1号「私学助成拡充」を求める陳情書の件から日程第8、陳情第5号、「乳幼児医療費の無料化を国としておこなうことを求める」意見書提出の陳情書までの件、5件を一括議題といたします

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております陳情の件は、会議規則第39条の規定により、陳情第1号・第2号・第4号・第5号の4件については、教育民生常任委員会に、陳情第3号については、総務財政常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号・第2号・第4号・第5号の4件については、教育民生常任委員会に、陳情第3号については、総務財政常任委員会に、付託することに決しました。

この際、日程第9、意見書案第1号「新道路整備五カ年計画」の推進と道路特定財源の確保に関する意見書の件から、日程第10、意見書案第2号「行政サービス向上のため法務局の増員を求める意見書」までの件、2件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第1号から、第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

意見書案第1号並びに第2号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号並びに第2号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時31分)

議長（前田
常男君）

（休憩 午前10時31分）

（再開 午後2時47分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、報告第1号 専決処分事項の報告については、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第12、議案第1号 職員の休職の事由を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号 職員の休職の事由を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第2号、階上町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第4号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号 農用地及び農業用施設災害復旧事業施行に

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号 農用地及び農業用施設災害復旧事業施行についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号 農用地及び農業用施設災害復旧事業施行についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第12号 財産の処分について議会の議決を求めるの件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号 財産の処分について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号 八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号 八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております議案第14号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 階上町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明12月9日から12月10日までの2日間休会いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月10日まで2日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、12月11日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後3時)

平成10年第11回階上町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日	平成10年12月8日									
招集の場所	階上町議会議場									
開閉会日時	開 議	平成10年12月11日 午前10時47分					議 長	前 田 常 男		
及び宣告	閉 会	平成10年12月11日 午後3時35分					議 長	前 田 常 男		
応(不応)招議員 及び出席並びに欠席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議 号	氏 名	出席別	議 号	氏 名	出席別	議 号	氏 名	出席別	
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○	
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○	
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○	
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○	
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○	
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○	
会議録署名議員	7 番		木 村 勝 彦			8 番		嵐 守 瑞 穂		
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	中 村 豊 志				
	庶務係長	田 中 昇								
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	町 長	正 部 家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎				
	収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	大 釜 安 也				
	総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	三 上 孝 八				
	税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男				
	農 林 課 長	浜 谷 義 勝			建 設 課 長	高 階 繁 雄				
	町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水 産 商 工 課 長	中 城 功				
	中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	齊 藤 博 俊				
	教 育 次 長	渡 部 光 雄			学 務 課 長	渡 部 光 雄				
	社会教育課長	小 澤 勝			体 育 課 長	池 田 隆				
	給食センター所長	林 貢			農 委 事 務 局 長	工 藤 靖 夫				
	診療所事務長	鳩 文 男			企 画 課 長 補 佐	上 博 文				
	代表監査委員	下 野 岩 男								

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開議・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は、18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

一般質問・
議長(前田
常男君)

日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
1番、松森 蒿君の発言を許します。

1番(松森
蒿君)

議長のお許しをいただきありがとうございます。
平成10年12月の定例会に当たりまして、一般質問の機会をいただき
感謝申し上げます。

質問にはいる前に、昨年の選挙におきまして、若輩ではございますが、
階上町議会に議席をいただきまして、これまで、町民の負託に応えるべく
頑張ってきました。

初めての質問でありますので、不慣れなこともあって、お聞き苦しいこ
とかと思いますが、どうぞ、よろしく願いいたします。

生活排水処理対策について、お伺いいたします。

今年は、異常気象による台風や大雨で、全国各地に被害をもたらしまし
た。テレビの画面に映し出されるその状況は、信じられない光景ばかりで
した。経済不況に拍車をかけるような年ではなかったかと思われま

す。長雨による農家の方々の秋の取り入れは、苦難苦闘の年でもあったと思
います。

さて、当町においても例外ではありません。8月から10月にかけて、
1,200ミリを超える雨の量が降り、道路の側溝は、雨水と生活排水が
一緒になって流れたために詰まり、行き場を失った水は、道路に溢れ、交
通の妨げになったり、悪臭を放つ等、各地区からの苦情も多かったことだ

ろうと思います。

特に、役場北側の団地における被害の状況を取り上げてお話ししますが、団地からの排水は、下流にある田んぼの水路に流れ込んでおります。

農家の方々に対してみれば、大変迷惑なことであります。

階上町は、人口が増えて、活気のある町だと言われておりますが、環境整備をしっかりとった上で、胸を張ってそう言いたいものだと思います。

現在、漁業集落排水事業により、大蛇地区が事業推進中ですが、今後、人口増が予定される地域における下水道整備について、都市計画との関係もあるでしょうが、今後の計画について、町長からご所見をお伺いいたします。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

議長（前田
常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

松森議員の一般質問にお答えをいたします。

今後の下水道計画についてであります。町民の皆さんが健康で快適な文化生活を営める生活環境をつくることは、行政にとりまして、最重要の課題であるというふうに、認識をしております。

そこで町では、大蛇地区漁業集落環境整備事業の下水道をやっているわけですが、平成12年度の供用開始に向けて、工事中であることはご承知のとおりであります。

更には、公共下水道整備に向けて、用途地域として指定されました、石鉢、赤保内地区についての下水道基本計画を策定中ですが、なるべく早い機会に、実施設計に着手できるように努めてまいりたいと、こう思います。

それと、今後の方で、ご質問のありました具体的な件については、担当課からお話しを、ご答弁を申し上げる、ということにするわけですが。

かってないほどの降雨量、これは、階上に限らず全国的だったわけでありまして、そういう意味では、町民の、農家の方々を含めて、町民の方々も、大小被害をお受けになったことだろうと、こう思います。

そういう意味では、町民の方々に迷惑をおかけしてる部分もあるんだろうと、こう思います。

いずれ、特に、団地につきましては、開発造成に際しましては、十分な指導をしていきたいというふうに思っております。

後につきましては、担当職員から補足をさせたいと思います。

以上であります。

議長（前田
常男君）

建設課長 高階 繁雄君。

建設課長（
高階繁雄君

それでは、私の方からお答えをいたします。

最初に、8月の大雨の際には、松森議員にもご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

確かに、松森議員おっしゃるとおり、異常気象による町内の被害があったわけでございます。

ご指摘の、役場の北側にある団地の所も例外ではありませんでした。その部分につきましては、9月補正でもって予算計上いたしまして、現在暗渠の取り替え工事を実施中でございます。

当然のことでございますが、生活排水につきましては、ご指摘のとおり雨水と一緒に流れたことで、大変ご迷惑おかけしているところでありました。

勿論、環境整備が重要であることは、重々、わかっておりますけれども、それに対しまして、私の方では、昨年から公共水道の整備に向けまして、全体計画の作成、今年度は、都市計画決定に向けた基本計画の策定を行っておりまして、最初に町長言われましたとおり、石鉢、赤保内地区から実施する計画でございます。

予定といたしましては、11年度から3年くらいかけまして実施設計を行いたいと、それから、暗渠の埋設工事に入りたいと、そういう計画でございます。なるべく早い機会に、供用開始できますように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（前田
常男君）

松森 蒿君。

1番（松森
蒿君）

本当に、私が見るその対策は、非常にありがたく感じております。

ところで、私その結果調査いたしました。その川の状況はどうなのか。

現在、あの水路には大蛇から持っていった水の件がございますが、水路が二つになっているんです。そして、片方にはもう、アメマスとかイワナとかいません。そういう状況でございます。そして、その水路は、下流へ行くと、今、現在大蛇の集落の水路に丁度来ます。そういう関係で、この水路には、沢山の農家の方々が、金浜の人たちは13名ございます。階上の方々は5名。こういう方々が、田んぼの作付けをしております。

ですから、どうか一つ、これを互いに胸に当てながら、今後の対策を考えていただきたいなあと思います。

先ほどもお聞きしたとおり、本当に素晴らしい、これからの排水に対する関心を持っていただいたことに対し、感謝申し上げます。

そして、一番、私感じたことは、電話を農家の方々や下水の方々からいただいたんですが、その時、電話をいただいて、課長さんの所へ電話したんですが。そしたら、課長さんの奥さんが、今、うちの人がないから、直ちに対応します。

道路に水が溢れている、その対応は、本当に素晴らしいなあ、私はそう感じました。

やはり、公務員の方々に優る、その考え方にはありがたいなあ、そして、私帰って行って見たところ、3名の方々が雨の中をカッパを着りまして、その作業に、当たっていた風景を11時頃かな見たんです。

本当に、その奥さんの配慮ですか、そういうものを、しみじみ感じました。どうか、これからも一つ、お願いがあると思いますから、よろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（前田常男君）

以上で、1番 松森 蒿君の質問を終わります。

17番 山田 昭治君の発言を許します。

17番（山田昭治君）

12月定例議会において、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

さっそくですが、質問に入ります。

1番に、町公文書情報公開条例の制定について、町長のお考えをお尋ねいたします。

主権者である住民の知る権利に基づいて、町公文書情報公開条例の制定が急務かと考えております。

それは開示によって、ガラス張りの町政と透明度の高い、住民参加の開かれた町政運営が行われることと思います。

公文書公開条例については、行政も議会も含めて日本一の内容と一層の公開度の高い中身のあることを希望いたします。

これについて、町長としての公文書情報公開条例の制定についてのお考えをお伺い致します。

次に、行政一般でございますが、厚生労働施設の不燃物最終処分場の一

番大切な一部が、秋の長雨のため、予想もつかない沢山の量のため、地盤沈下が起き、一部使用不能の状態となっているが、その原因と管理体制とそれに基づく公害を出さないための対応と処置について、今後の早急な復旧への内容等についてを、お尋ねをいたします。

次に、学校給食用のPC食器使用についてお伺いをいたします。

内分泌かく乱化学物質、すなわち環境ホルモンが溶けだし、人体に影響を与える可能性が指摘されている、ポリカーボネートPC製の食器が調査によると、学校給食がある全国の小中学校の4割で使われており、青森県、岩手県においては、7割が使用されているとのことでございます。

当町では、PC食器の使用がされているのか。

使用されているとなれば、父母等の間に環境ホルモンに対する不安が広がっているため、当町での今後の対応策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

続いて、階上岳整備についてお伺いをいたします。

階上岳をこよなく愛している多くの町民だけでなく、広い地域の人々の生の声が、何度となく聞かされ話題になっている階上岳の自然を壊さないで、又は、階上岳の嘆きの声が聞こえるなど、岳を愛する声が何度となくデーリー新聞のこだまに掲載されるのを見て、早速、私も頂上まで出向きある面では、とても驚き複雑な気持ちにもなりました。

こういう問題点が、皆さんご承知のとおり、新聞紙上に出ているわけですが、町長のお考えが、階上岳を愛する人々の納得のいく説明と協力教育方が必要と思いますが、その考えをお尋ねいたします。

それから次には、市町村合併について、町長にお尋ねいたします。

最近、市町村合併と、広域行政の推進のシンポジウムや、講演会が、自治省の積極的な行動が見られ、平成9年9月には、地方制度調査会専門委員による地方団体の首長、議会議長全員を対象に、市町村合併に関するアンケート調査を行ったその結果が報告されております。

その報告によると、自らの市町村は、今後の合併の検討の必要性についてどうなのか。

アンケートの中で、必要あると答えた数は65.8パーセント、必要ではないは、31.8パーセントでございます。

又、合併の推進の必要性については、どうなのかということについて、合併の推進が必要があると答えたのが、94.5パーセント、合併の推進の必要がないと答えたのが4.4パーセント、他のアンケートの中にも、進めるために必要な役割、財政措置等、又進める上での障害や合併に消極

的となる理由等があり、そのためにも、国では、合併特例法という法律を定め、21世紀の市町村行政合併推進に力入れると思います。

そこで、首長としての合併問題に取り組みの、今後のお考えをお伺いいたします。又、町民に対しての、市町村合併に関するアンケートの調査の実施等も必要かと思いますが、その考えをお尋ねいたします。

以上、5点について町長からのお考えを、お尋ねをいたします。よろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部家佑介君）

山田議員のご質問にお答えを申し上げます。

情報公開条例の制定についての件ですが、私は、町民の皆さんと一体的に行政を進めていくためには、情報公開は必要であると、そういうふうに思っております。

本来、町の行政は、町民のためのものでありますから、そういう意味からいきましても、その情報は、町民のためになければいけないし、町民のものであるというふうに言ってもいいんだと、こう思います。

ただし、様々なプライバシーも含まれているわけでありまして、それらプライバシーの保護には、万全を期していかなければならないことは、ご承知のとおりだと、こう思っております。

日本一の内容で制定せよとのお話しであります。条例の制定に当たりましては、町民の知る権利を尊重しつつ、今一步進んで、町民からもご参加をいただきまして、検討委員会を設置するなど、町民のご意見を多く取り入れて、心を尽くして充実した内容にしたいと、こう思っております。

次に、不燃物最終処分場の災害の件であります。これは、山田議員がお話しのとおり、当地方では、観測史上かつてないほどの大量の雨が降ったということでありまして、自然の力の大きさに驚くわけですが。

いずれ、今後、国、県の指導、協議をしまして、再度このようなことのないようにと、いうことで万全を期していきたいと、いうふうに思っております。

学校給食用のPC食器の使用についての件につきましては、教育委員会の方からお答えをいたすことといたしまして。

階上岳整備についてであります。階上岳整備事業計画の概要につつま

しては、昨年、3月議会の際の全員協議会において、ご説明申し上げたところではありますが、今回、ご意見の場所は、つつじの森ゾーンで、林相改良ということで、県単独事業で、除間伐を行ったものであります。

今後も、自然を大切にしながら、工事を進めていくように、県との協議を、そして連携を密にして、整備を進めていきたいと、こう思っております。

関心が高いということは、その分、階上岳が愛されているというふうなことで、ありがたいことではありますが、この自然に対する考え方といいますのは、人それぞれという部分も、受け止め方もそれぞれ、というふうなこともあるもんでありますから、十分な、いろんなご意見をお聞きしながら進めていきたいと、こういうふうに思っているところであります。

その次には、市町村合併についてであります。これについては、そういう気運が出てきている、様々な動きがあるというふうなこと、そういう時代なんだと、いうふうには感じております。ただ、町の将来にとりましても、又、子々孫々に取っても、大変重要な問題でありますから、慎重に考慮していかなくてはならない、いうふうに認識して、考えております。

全国的な、アンケートのご紹介があったわけではありますが、これについては、人それぞれという言い方もあるんだらうと、こう思いますし、地理的なこと、歴史的なこと等、様々な考え方があることは当然のことでありまして、そういう意味でも、町の将来にとって、合併することによってどういうメリットがあるのか、そして、デメリットとしては、どういうところがあるのかということ、これは、慎重に見極めをしながら進めていくべきものでありまして、例えば、地方自治体の市町村長だけでやるということではなくて、町民の、それこそ町民の総意といいますか、様々なご意見をお聞きしながら進めていくべきものだ、こう思っております。

そして、アンケートはしないかというお話しであります。町民の方々の意識を調査するというところからいきまして、有効な手だてだらうと、こう思っておりますから、これについては、検討したいと、いうふうに、実施の方向で検討したいと、いうふうにお答えをしておきます。

以上であります。

議長（前田
常男君）

教育長。

教育長（大
釜安也君）

ただいま、山田議員からのご質問について、教育委員会でということになりましたので、ご説明申し上げます。

現在、問題となっておりますP Cの食器の問題であります、当町の給食センターでは、皿とお汁の食器の2種類を使用しております。

この問題につきましては、文部省でも、厚生省とも検討中でございます、現在は、各市町村とも、国、県の指示待ちという自治体がほとんどであると聞いております。

従って、本当に人体に影響を与えるのか、はっきりしないようですが、今後の対応として、P C食器に代わる食器を検討してまいりたいと思っております。順次、更新の方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（前田
常男君）

山田君。

17番（山
田昭治君）

お答えありがとうございます。

2点ばかりを質問したいと思いますが、質問というよりも私の見た感じとして、こういうようになければならないというような感じもございまして、触れてみたいと思っております。

不燃物最終処分場のことでございますが、町の方から壊れたということで、調査をしながら、又、修復もしなければならぬと、公害であると、そういう問題を聞きましたので、早速、現場に行ったわけですが、その際は、非常に、どこともなく陥没した穴に、水がどんどん流れていると、そういう状態で、これは大変なもんだと、どうして壊れたものか、どうして、こう災害が起きて壊れる所に設置していたのか、ということを感じたわけでございます。

そして、再度、四、五日たったら行って見て、そうしたら、その水の流れが止まって、そういうような状況でございましたので、これは、かなり吟味して復旧工事をしなければならぬのではないかと、ということで議会の方にも提案しながらやってみようということでしたわけですが、昨日、早速、私も、現場に行ったわけですが、そしたら、一滴の水も流れていない、これは、不思議だなあ、やっぱり、役場でもおっしゃっているように異常な雨の量、1, 200ミリを超える量は、想像を絶する量なんだなあ、と改めて思いました。

しかし、今後も又、そういうような沢山の雨の量が降るようなことは無いとは言えないと思っておりますので、今後、十分、調査されるよう望みます。

階上岳の問題ですが、この階上岳の整備については、一昨日の新聞で、県の事業という掲載がありましたので、後日、私も、見聞したいと思っております。

県の事業とは言え、町と十分協議しながら進めるべきだと思いますが。整備される遊歩道は、子供や身障者、高齢者の方々には、やさしく、大変良いことだと思う。ただし、専門の登山者には、物足りないのではないか。このようなことから、もう一本、登山道の整備について検討してもいいのではないかと思います。

市町村合併についてですが、いろんな分野で、広域行政が行われているところですが、行政が首長の考え方だけで、この問題に取り組むことなく町民の意見を良く聞いて、進めてほしいと思います。そのためにも、合併検討委員会を設置するなどして、町民が、納得いくよう対応してほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（前田常男君）

町長。

町長（正部家佑介君）

登山道の整備についてであります。これにつきましては、昨年、3月11日の全員協議会において、階上岳整備構想概要で、ご説明したところですが、その中の、つつじの森ゾーンであり、県が事業主体となって進めているものでありまして、山田議員ご指摘のとおり、県との連携を密にしながら、自然とのかかわりを大切にして、今後の事業に取り組みたいと思っております。

又、いろんな考え方の方がいるわけでありまして、そういう意味では、新聞紙上等で、いろんな、活発な議論がなされるということは、大変結構なことだというふうに思っております。山田議員のご意見をうけたまわっておきたいと、こう思います。

市町村の合併につきましては、行政の広域化ということで、様々な分野での広域行政が進んでいるわけでありまして、階上の場合は、特に、階上に限らず、生活圏、経済圏ということからいくと、ほとんど、八戸と一体的であるということが出来ます。ここからも、確かにそういうふうに見えるわけでありまして、町民がどうお考えになるのか、又は、もっと、お聞きしたいのは、山田議員がどうお考えなのか、ご自分の考えは、あまり示されないでいたわけでありまして、私も、この、勿論、慎重にこれは、取り組んでいかなければいけない問題だと思っておりますが、いずれ、今、そういう時代になってきているということは、重ねて申し上げると、言えるだろうとこう思います。

以上であります。

議長（前田
常男君）

以上で、17番 山田昭治君の質問を終わります。
これにて、一般質問を終了いたします。

この際、暫時、休憩いたします。
開会時刻は、追ってお知らせいたします。

(再開 午後2時44分)

議長(前田
常男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第5号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

15番 大下義雄君。

15番(大
下義雄君)

先般の、初日の8日の協議会でも、お尋ねしたわけですが、重なる部分もあると思います。御了承願いたいと思います。

11ページの14款の財産収入第1項、その2目、70万予算化でなくて、収入に入れてるわけですが、先般の協議会で、公用車1台、ジープ1台、占めて消費税という内容のことだそうですが、それで関連して、先般協議会で、今回の公用車を、リースで購入契約したようでございますが、比較にも、比べにもなるかならないか、我々、素人なもので、そのまま購入した場合は、いくらになるのかということをお尋ねしたら、私の聞き違いかどうか、一寸、理解に苦しむというより、若干、合点がいかない面を確認したいと思います。

購入した場合は、860万くらいだと、標準的な付属品入れると、50万プラスだと、そうすると、50万か58万、そうすれば、916万だという外見的な数字を伺った記憶がありますが、これを、確認したいと思いますが、数字に違いございませんか。加えて、この前も、他の議員の方々は、1年契約だそうだとか、まちまちだようですが、私は、3年契約と伺っているつもりなんです、その辺も、基本的な、今、お尋ねしたことを再度、確認させていただきます。総務課長、お願いします。

議長(前田
常男君)

総務課長 浜谷政己君。

総務課長(浜
谷政己君)

ただいまの質問ですけれども、関連と申しましたけれども、私は、議題外と思っておりましたが、ただ、金額の全員協議会、そこでの金額では、確か、購入の場合はというようなことでお話ししましたが、比較の関係でございましたが、車両本体価格が、868万2,920円と、こういうふうになっております。又、リースの期間でございますけれども、契約は、あくまでも1年でございます。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

8百6十何万何千円の端数は、四捨五入するなり、切り捨てるなり、860万は間違いのないわけですね。車体本体の場合、それで、付属品をつければ、50万、58万、標準的なことで、918万とか16万とかと、そういうような言葉を伺ったわけですが、それも、そのとおりでございますが。

そうすれば、買った場合の価格のわけですが、現在の場合、一カ年の契約だと理解していいですか。3カ年ではありませんか。3カ年を目安にして、リースを組んだのでありませんか。その場で結構です。

先ほど、1年と言いましたが、3カ年でないですか。リース会社と提携したのは。

議長（前田
常男君）

総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

契約は、1年でございますけれども、おっしゃるとおり、計算上は3年を目安にしております。

15番（大
下義雄君）

だから、何か不都合があるんですか、最初からそうでしょう。問いかけに、的確に、正直に対応しなさいよ、1年でいってみたい、私、3年でないですかと最初から、尋ねてるでしょう、3年でない、1年だ、1年だ、3年の契約でしょう。車検が3カ年でしょう、だから、それを目安にしているんでしょう。

何か、不都合なことがありますか。正直に、行政は、ガラス張りに答えなさいよ、語気強めると、お互いに気分悪いでしょう。

そうすれば、元に戻りますが、これも若干の端数は、上げたり下げたりしていいませんが、3カ年契約で、月に直せば19万500円ですか、50円ですか。これを、6カ月、今年度3月までの分をもったんでしょ、114万6,000円ですか、1年だと、この2掛けでしょう、それを、今言ったように、3カ年であれば685、6万になるでしょう、再々、言っているとおり、この端数を上下すれば、一口に700万でしょ、3カ年乗れば700万の車でしょ、そうすれば、車体本体で、860万というのはどういうことですか。付属品は、別途に50万なり60万弱になるけど、車体本体は、860万する車ですか、これは。例えば、手法、決め方、契

約の仕方にも種々あると思います。頭金をいくら、どうも、気が散ってだめですなあ、何だ、その大きい体振るのは、真面目に質問しているから、真面目に答えなさいよ、何か、こそこそして、どうですか町長、貴方の乗る車を、私、今、指摘してるでしょう、真面目に答えなさいよ、総務課長これから申し上げます。今、言った数字わかりますか。19万を6カ月掛けると114万6千円だということは、1カ年はその2掛けでしょう、36カ月、3年分掛けると700万でしょう、一口に言ってね、確認しあって、いかないと駄目だが、そうした場合、3年700万だと、そうすれば買えば、918万ですか、900万から飛び出ると、ということが確認しあっていかなければならないんだけど、車体本体で860万というのは、付属品を除いた他だから、何か、特別に、これに付けましたか、それで、860万になるんですか。

契約の仕方、様々、選び方であるわけですよ、頭金入れていて、リースの場合は、均等割で3年間、1カ年ずつ納める場合も、それから、使用の仕方、任意保険は、使う方の持ち分だ、事故も含めて。そうすれば強制保険とか、その他車検とか様々、新しい車だから3カ年は、車検もいらないだろうが、その間に点検があるとすれば、微々たるものだと思うんだけど、その契約の手法の決め方にも、様々あるから、それによって、この数字が動くと思いますよ。

一律に860万だ、これは何ですか、セルシオね、トヨタのセルシオというものは、だから、一律に860万ということは、何か足したり、引いたり、頭金、これは月賦の話であって、この860万というのは、どうも合点がいきませんね。どういうことですか。何を、特別付けたんですか。車体本体のみ。

議長（前田常男君）

総務課長 浜谷政己君。

総務課長（浜谷政己君）

車両本体価格に付属品が添付されております。

議長（前田常男君）

大下義雄君。

15番（大下義雄君）

最初に確認したところでは、車体本体が、860万であって、標準の付属品が付いて、50万でも、60万でもいいんだけど、それで9百10何万と、これは、購入した場合ですよ、そのことをいってるんですよ。

リースの場合でなくて、今、最初に確認したのと、又、違うでないですか。付属品がついて、860万ですか。そうすると、まだ安くなるね。9百何万と、私、記憶違いですか。

議長（前田常男君）

総務課長。

総務課長（浜谷政己君）

全員協議会の際にも、お話ししましたが、車両本体価格は、八百六十万というふうに申しましたが、その他、登録費用というふうにお話ししたつもりでございます。

ですから、登録費用が50万ほどかかります。合わせて918万7千円くらいかかりますと、こういうふうに申し上げたつもりでございます。

15番（大下義雄君）

だから、確認していきましようと言ったら、その時点、時点で、860万、そうですと言っていて、何かまた、今、足したんでないですか。

これは、セルシオと言うのは、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプとあるそうなんですけど、車体本体は、677万7千円ですよ。これは、どこの世界にいても、この数字は動かさないですよ、それを、今、860万というのは、どういうことですか。

車体本体で677万7千円、これに、応分の付属品付ければ、ぜい沢品付ければ、これは、49万、トータルで726万3千円と、8千円と、こういう数字が載っていますよ。

総務課長いったとおり、どういうふうに契約したかわからないけど、その言葉どおり、符号しないでないですか。この数字は、私のこれは、出鱈目ですか。車体本体677万7千円、付属品が49万プラス、726万8千円と、これで買うにいいんですよ。ただ、これを、リースにして使った方がいいか、最初から購入して、4年なり、5年なり乗った方がいいか、これは、お客さんの判断でしょう、決め方でしょう、最初から知っている分を、わかりやすく、我々、素人だから、何も知らないんだから、最初から、素直に教えてくださいよ。押されて答え答えしていると、何かちぐはぐで、何か不都合あるんですか。

こういうことがリースの場合、私の場合購入した場合の話しであって、購入すれば720万でくるんですよ、これは。

それを、3年借りて乗って700万払うより、こういう立派な車だと、10年も持つそうですよ、まったく不経済ですよ、町長、自分の乗る車だから付属品にはこういうのを付けなさい、付けてもらいなさい、こういうことを進言していますか、いらぬのまで付けていますか、今、乗って

る車、総務課長も含めて答弁願います。

議長（前田
常男君）

総務費課長。

総務課長（
浜谷政己君）

私の資料は、前回の全員協議会の時の際の資料そのままございまして何もその数字も変わっておりません。

ただ、表現の仕方と言いましょか、それがもしかすれば、聞いたものと、私のお話ししたものと、どういうふう違ったかわかりませんが、私は、ここの資料にあるとおりを話ししたつもりでございます。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

これは、9月の議会の予算でご審議をいただいたということで、今回の予算としては計上していないものですから、お答えを、議長の許しが出るのかなと思っていたのでありますが、私の感覚では、議題外にわたっているのかなあという、感覚を持っているものですから、特に議長から許しと言うのか、指名があればお答えすることだと、こう思っておったわけですが。

いずれ、不要なものを付けているのかと言われれば、必要なものを付けているものというふうには、お答えを申し上げます。

そして、また、隣接町村並の車であろうというふうには認識しているところであります。

以上です。

議長（前田
常男君）

大下義雄君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

15番（大
下義雄君）

基本的には、そのとおりです。

あらかじめ議長の進行で、前置きして、ことわって関連質問ですということで、競売にかけた過去の車から、散らした話して、それは議長の進行によって、私も質問させていただいています。

我々は、車もすべて、一般に素人だわけですがね、近隣町村の並の車だと言えはそれまでなんです、やっぱり、この現下の経済情勢、これはご案内のとおり、こういう厳しい状況に、日を追うごとにして、そういうこ

ともかみ合わしてみれば、いくら町長車といいながらも、庶民のことも、町民のことも、横目で見ながら、配慮した気配りがあってほしいと思いますよ。隣の町で村で同等の車に乗ってたからと言って、それは否定はしませんが、何もかにも右ならいという方向は、いかがなものでしょうかと、いうことですよ。

こういう時勢は、いうまでもなく、指摘されるまでもなく、みな認識していると思いますよ。

だから、そういう視点を変えて、そういう見地から立てば必要最小限の車でも、私から言わせればね、可能なわけですよ。

トラクターに乗れとか、自転車に乗れとかまでは言いませんが。だったら、他の町村も、類したものかどうか。

例えば、今、乗っているリアシートバイブレーター、これ付いてるでしょう、それからリアエアコン、リアカセット、リアシートヒーター、リアパワーシート、これは、本体に必需品ですよ。この車を買えば、これがセット済みですよ、私は、この横文字、あれできませんが、みな知識人ばかりだから、これらがぜい沢と言え、言葉に語弊あるかもわからないが、こういう豪華な備品揃いですよ。

挙げ句の果ては、何ですかこれは、AMVですか、AMVというのは、認識しているんでしょう、町長。

それも他町村で、そういうのを装備したのを、全部使っていますか。郡下の、これは50万相当かな、46万かな、こういうことを極端にね、さっき言うとおりの、こういう厳しい経済情勢の中で、又、わが町に限らず、わが町でも60億をはるかに超える借金と言え、又、角があるように聞こえるけど、そういうことを控えている中で、そういうことも、こういうことも加味して、あらゆる角度から検討して、常に、庶民を気遣いた行動でなければ、誰も知らないから、私一人乗るのだから、人に乗らせないのでからと言わんばかりなね、みんな、これはぜい沢品ですよ。

按摩器まで入っているんですよ、エアコンはエアコン、カセットはカセット、これは、後部座席の分だけです。

運転手は勿論のこと、ヒーター、パワーシート、電動式の座っている所の自由自在にイスの流れ、まず勉強すれば、我々には想定できないものがあると思います。

一般庶民から見ればね、他町村でやっているから私も同等だと言うことでなくして、他町村は他町村なりにいいでしょう、それは、人のかもどだから、そういうことをわきまえた上で、私の姿勢はこうだというようなことを、庶民にとられるように、範を示してください。

そうすれば、現在よりむしろ、町長の株も、支持者も上がるから、どうして、車1台と言え、バンもトラックもみな一緒にしているんだが、こ

れだと、900万もするものを、まして、今、リースで2百2、3十万ずつ3年も乗ったら、新しいものとチェンジしていけば、その乗る人にすればいいんだけど、もっと、寿命長く、その車を活かしながら、経済的に活用するのも一つの方法だろうということ、指しているんですよ、今、言ったことを簡潔に、繰り返しません。

その辺、感ずるところがあったら、町長から答弁願います。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

大下議員にお答えいたします。

大下議員いわれることは、ご最もなご意見、聞くべきこともあります。

他町村並と思っていた、私どもが甘いといわれれば、おっしゃるとおりでありまして、十分に今回の、大下議員のご意見を参考にしながら、今後どうして行くべきかということ、真剣に検討したいと思いますので、ご了承、今議会においては、ご了承願いたい、そういうことです。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論には入りません。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第3、議案第6号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第5、議案第8号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑には入りません。質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより議案第6号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第8号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより議案第9号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号 平成10年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより議案第10号 平成10年度階上町簡易水道事業特別会計補正
予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、追加提案されました日程第8、議案第15号 階上町地域振興
券交付事業特別会計設置条例の制定についての件から、日程第9、議案第
16号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計予算までの2件
を、一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（正部
家佑介君）

それでは、議案第15号 階上町地域振興券交付事業特別会計設置条例
の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国の緊急経済対策の一環として、階上町地域振興券交付事業を
実施するため、地方自治法第209条第2項の規定により、提案するもい
であります。

議案第16号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計予算に
ついて、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を88,000千円とするものであります
歳入につきましては、国庫支出金の地域振興券交付事業補助金、88,
000千円を計上するものであります。

歳出につきましては、地域振興交付金80,000千円、事務費8,0
00千円を計上したものであります。

以上、追加提出議案2件につきまして、概要をご説明申し上げたわけ
ありますが、審議の過程におきましての、ご質疑等に対しましては、本職

並びに関係職員等からお答え申し上げますので、何卒、慎重ご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田
常男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第15号 階上町地域振興券交付事業特別会計設置条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これより議案第15号 階上町地域振興券交付事業特別会計設置条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第16号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これより議案第16号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、陳情第3号 地方事務官の廃止に関する意見書提出の陳情書の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務財政常任委員長 大下義雄君。

総務財政常
任委員長（
大下義雄君）

本委員会に付託されました、陳情第3号に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。

お手元に配付されております、委員会審査報告書のとおり採択と決定しましたので、満場のご賛同をもって、本陳情が採択となりますようお願いを申し上げます。

以上、報告といたします。

議長（前田
常男君）

以上で、総務財政常任委員長の報告を終わります。

おはかりいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第11、意見書案第3号 地方事務官の廃止に関する意見書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第3号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

意見書案第3号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました、意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

日程第12、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の、陳情第1号第2号、第4号、第5号の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することによって決しました。

おはかりいたします。

次期議会の、会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第39条の規定により、議会運営委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は、付託することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、付託されました件につき、委員長から会議規則第75条の規

定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、教育長から発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長(大
釜安也君)

長い間、お世話様になりました。

12年という間、皆さん方と、いろいろ、お話し合いをしたこの議会の中で、皆さん方にお世話になったことを感謝申し上げまして、お別れのあいさつといたします。

どうも、ありがとうございました。

(拍手)

議長(前田
常男君)

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

正部家町長。

町長(正部
家佑介君)

8日開会の、平成10年第11回階上町議会定例会、本日をもって閉会となるわけですが、追加提案いたしました2件を含めて、提出いたしました議案については、全部原案のとおり、御議決をいただいたということに、お礼申し上げたい、こう思います。閉会に当たりましての、簡単ではありますが、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長(前田
常男君)

これにて、平成10年第11回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後3時35分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名いたします。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

